

# 第 1 9 8 期 中 間 決 算 公 告

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日

新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1  
株式会社 第 四 銀 行  
取締役頭取 小 原 雅 之

第198期中(平成20年9月30日現在) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目     | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)  |           | (負債の部)       |           |
| 現金預け金   | 76,153    | 預金           | 3,682,489 |
| コールローン  | 4,349     | 譲渡性預金        | 46,774    |
| 買入金銭債権  | 75,047    | 債券貸借取引受入担保金  | 100,795   |
| 商品有価証券  | 4,999     | 借入金          | 21,000    |
| 有価証券    | 1,464,979 | 外国為替         | 422       |
| 貸出金     | 2,399,800 | その他負債        | 25,701    |
| 外国為替    | 4,047     | 未払法人税等       | 2,208     |
| その他資産   | 30,805    | リース債務        | 123       |
| 有形固定資産  | 48,147    | その他の負債       | 23,369    |
| 無形固定資産  | 1,619     | 退職給付引当金      | 12,109    |
| 繰延税金資産  | 16,188    | 役員退職慰労引当金    | 442       |
| 支払承諾見返  | 13,336    | 睡眠預金払戻損失引当金  | 279       |
| 貸倒引当金   | △ 22,918  | その他の偶発損失引当金  | 386       |
| 投資損失引当金 | △ 10      | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,422     |
|         |           | 支払承諾         | 13,336    |
|         |           | 負債の部合計       | 3,912,160 |
|         |           | (純資産の部)      |           |
|         |           | 資本金          | 32,776    |
|         |           | 資本剰余金        | 18,635    |
|         |           | 資本準備金        | 18,635    |
|         |           | 利益剰余金        | 136,445   |
|         |           | 利益準備金        | 25,510    |
|         |           | その他利益剰余金     | 110,934   |
|         |           | 固定資産圧縮積立金    | 628       |
|         |           | 別途積立金        | 93,334    |
|         |           | 繰越利益剰余金      | 16,971    |
|         |           | 自己株式         | △ 253     |
|         |           | 株主資本合計       | 187,604   |
|         |           | その他有価証券評価差額金 | 10,256    |
|         |           | 繰延ヘッジ損益      | 43        |
|         |           | 土地再評価差額金     | 6,479     |
|         |           | 評価・換算差額等合計   | 16,779    |
|         |           | 純資産の部合計      | 204,384   |
| 資産の部合計  | 4,116,544 | 負債及び純資産の部合計  | 4,116,544 |

第198期中 平成20年 4月 1日から  
平成20年 9月 30日まで 中間損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目           | 金 額      |
|---------------|----------|
| 経常収益          | 44,478   |
| 資金運用収益        | 34,518   |
| (うち貸出金利息)     | (22,986) |
| (うち有価証券利息配当金) | (10,095) |
| 役務取引等収益       | 6,585    |
| その他業務収益       | 1,667    |
| その他経常収益       | 1,707    |
| 経常費用          | 38,900   |
| 資金調達費用        | 7,300    |
| (うち預金利息)      | (5,399)  |
| 役務取引等費用       | 2,063    |
| その他業務費用       | 2,403    |
| 営業経費          | 22,794   |
| その他経常費用       | 4,338    |
| 経常利益          | 5,578    |
| 特別利益          | 2,002    |
| 特別損失          | 592      |
| 税引前中間純利益      | 6,988    |
| 法人税、住民税及び事業税  | 2,253    |
| 法人税等調整額       | 92       |
| 中間純利益         | 4,643    |

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

#### (2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

#### (3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,866百万円であります。

#### (2)投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)によ

数理計算上の差異  
定額法により損益処理  
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による  
定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は123百万円増加しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額 2,643 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,584 百万円、延滞債権額は 78,502 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 313 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 9,602 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 92,003 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 34,455 百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 17,003 百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 100,672 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 100,795 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 365,217 百万円及び商品有価証券 286 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 379 百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、899,534 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 885,746 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 4 号に定める、地価税法(平成 3 年法律第 69 号)第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁

長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 51,301 百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,680 百万円(当中間期圧縮記帳額 395 百万円)
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 21,000 百万円が含まれております。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 41,140 百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 553 円 10 銭
16. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 11.96%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,105 百万円、貸倒引当金繰入額 1,744 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 12 円 55 銭
3. 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

|     | 中間貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時 価<br>(百万円) | 差 額<br>(百万円) |
|-----|-------------------------|--------------|--------------|
| 国債  | 8,996                   | 9,062        | 66           |
| 地方債 | 26,636                  | 26,831       | 195          |
| 合 計 | 35,632                  | 35,894       | 261          |

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

|     | 取得原価<br>(百万円) | 中間貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 評価差額<br>(百万円) |
|-----|---------------|-------------------------|---------------|
| 株式  | 72,993        | 104,973                 | 31,979        |
| 債券  | 1,142,697     | 1,133,420               | △9,277        |
| 国債  | 599,910       | 587,341                 | △12,568       |
| 地方債 | 204,587       | 206,407                 | 1,819         |
| 社債  | 338,199       | 339,671                 | 1,471         |
| その他 | 209,146       | 202,872                 | △6,273        |
| 合 計 | 1,424,837     | 1,441,267               | 16,429        |

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成 20 年 9 月 30 日現在)

| 内 容  | 金額<br>(百万円)                     |
|--|---------------------------------|
| 満期保有目的の債券<br>非上場社債   | 5,519                           |
| 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式<br>子会社・子法人等株式                            | 2,180                           |
| その他有価証券<br>非上場株式<br>非上場社債<br>投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資<br>その他 | 3,615<br>38,120<br>932<br>3,419 |

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 繰延税金資産               |            |
| 貸倒引当金・貸出金償却損金算入限度超過額 | 15,316 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額     | 6,117 百万円  |
| 減価償却損金算入限度超過額        | 1,549 百万円  |
| 有価証券償却損金算入限度超過額      | 1,527 百万円  |
| 未払賞与損金否認額            | 538 百万円    |
| その他                  | 1,533 百万円  |
| 繰延税金資産小計             | 26,582 百万円 |
| 評価性引当額               | △2,595 百万円 |
| 繰延税金資産合計             | 23,987 百万円 |
| 繰延税金負債               |            |
| その他有価証券評価差額金         | 6,173 百万円  |
| 退職給付信託設定益            | 1,178 百万円  |
| 固定資産圧縮積立金            | 417 百万円    |
| その他                  | 29 百万円     |
| 繰延税金負債合計             | 7,798 百万円  |
| 繰延税金資産の純額            | 16,188 百万円 |



## (平成20年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目          | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)       |           | (負債の部)       |           |
| 現金預け金        | 76,368    | 預金           | 3,676,990 |
| コールローン及び買入手形 | 4,349     | 譲渡性預金        | 44,334    |
| 買入金銭債権       | 75,047    | 債券貸借取引受入担保金  | 100,795   |
| 商品有価証券       | 5,026     | 借入金          | 29,567    |
| 有価証券         | 1,467,185 | 外国為替         | 422       |
| 貸出金          | 2,379,515 | その他負債        | 37,313    |
| 外国為替         | 4,047     | 退職給付引当金      | 12,831    |
| その他資産        | 77,339    | 役員退職慰労引当金    | 502       |
| 有形固定資産       | 52,134    | 睡眠預金払戻損失引当金  | 279       |
| 無形固定資産       | 1,660     | その他の偶発損失引当金  | 386       |
| 繰延税金資産       | 17,527    | 特別法上の引当金     | 24        |
| 支払承諾見返       | 13,336    | 繰延税金負債       | 53        |
| 貸倒引当金        | △ 26,229  | 再評価に係る繰延税金負債 | 8,422     |
| 投資損失引当金      | △ 27      | 負ののれん        | 217       |
|              |           | 支払承諾         | 13,336    |
|              |           | 負債の部合計       | 3,925,477 |
|              |           | (純資産の部)      |           |
|              |           | 資本金          | 32,776    |
|              |           | 資本剰余金        | 18,652    |
|              |           | 利益剰余金        | 138,461   |
|              |           | 自己株式         | △ 253     |
|              |           | 株主資本合計       | 189,637   |
|              |           | その他有価証券評価差額金 | 10,226    |
|              |           | 繰延ヘッジ損益      | 43        |
|              |           | 土地再評価差額金     | 6,479     |
|              |           | 評価・換算差額等合計   | 16,749    |
|              |           | 少数株主持分       | 15,418    |
|              |           | 純資産の部合計      | 221,805   |
| 資産の部合計       | 4,147,282 | 負債及び純資産の部合計  | 4,147,282 |

平成20年4月1日から

平成20年9月30日まで

## 中間連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科 目                   | 金 額      |
|-----------------------|----------|
| 経 常 収 益               | 55,373   |
| 資 金 運 用 収 益           | 34,831   |
| (うち貸出金利息)             | (23,212) |
| (うち有価証券利息配当金)         | (10,167) |
| 役 務 取 引 等 収 益         | 8,179    |
| そ の 他 業 務 収 益         | 2,033    |
| そ の 他 経 常 収 益         | 10,328   |
| 経 常 費 用               | 48,923   |
| 資 金 調 達 費 用           | 7,364    |
| (うち預金利息)              | (5,397)  |
| 役 務 取 引 等 費 用         | 1,699    |
| そ の 他 業 務 費 用         | 2,433    |
| 営 業 経 費               | 24,810   |
| そ の 他 経 常 費 用         | 12,615   |
| 経 常 利 益               | 6,449    |
| 特 別 利 益               | 2,263    |
| 償 却 債 権 取 立 益         | 699      |
| 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益   | 1,305    |
| そ の 他 の 特 別 利 益       | 258      |
| 特 別 損 失               | 595      |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 592      |
| 減 損 損 失               | 2        |
| 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 | 8,117    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,665    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 133      |
| 少 数 株 主 利 益           | 435      |
| 中 間 純 利 益             | 4,883    |

## 連結注記表

### 中間連結財務諸表の作成方針

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結される子会社及び子法人等

11 社

第四ビジネスサービス株式会社、第四スタッフサービス株式会社、第四キャッシュビジネス株式会社  
第四事務集中株式会社、第四リース株式会社、第四コンピューターサービス株式会社  
第四信用保証株式会社、第四ジェネシーバーカート株式会社、第四キャピタル株式会社  
第四ディーシーカート株式会社、新潟証券株式会社

##### (2) 非連結の子会社及び子法人等

1 社

投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」

非連結の子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

##### (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません

##### (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

1 社

投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」

持分法非適用の非連結の子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

##### (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日

11 社

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～50 年

その他 2 年～20 年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価



### (13) リース取引の処理方法

#### (借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### (貸手側)

リース業を営む国内連結子法人の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は、1,504百万円減少しております。

### (14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### (15) 重要なヘッジ会計の方法

#### (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

#### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

### (16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しておりますが、これによる経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、リース債権の流動化に関しては、金融取引から売買処理へ変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、経常収益は980百万円、経常費用は932百万円、経常利益は47百万円それぞれ減少、特別利益は225百万円増加し、税金等調整前中間純利益は177百万円増加しております。

以上の結果、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」中のリース投資資産が 31,170 百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が 34,283 百万円減少しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資額総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 466 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,908 百万円、延滞債権額は 79,765 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 313 百万円であります。  
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 9,608 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 93,595 百万円であります。  
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,455 百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、17,003 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 100,672 百万円  
担保資産に対応する債務  
債券貸借取引受入担保金 100,795 百万円  
上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 286 百万円のほか、有価証券 365,217 百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は 426 百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、988,526 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 974,738 百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

平成10年3月31日  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

- 1 1. 有形固定資産の減価償却累計額 80,155 百万円
- 1 2. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,680 百万円(当中間連結会計期間圧縮記帳額 395 百万円)
- 1 3. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 21,000 百万円が含まれております。
- 1 4. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 41,140 百万円であります。
- 1 5. 1株当たりの純資産額 558 円 52 銭
- 1 6. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.64%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,109 百万円、貸倒引当金繰入額 2,147 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 13 円 20 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

|     | 中間連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----|-----------------------|-------------|-------------|
| 国債  | 10,988                | 11,073      | 85          |
| 地方債 | 26,636                | 26,831      | 195         |
| 合計  | 37,624                | 37,905      | 280         |

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

|     | 取得原価<br>(百万円) | 中間連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 評価差額<br>(百万円) |
|-----|---------------|-----------------------|---------------|
| 株式  | 74,043        | 106,414               | 32,370        |
| 債券  | 1,142,697     | 1,133,420             | △9,277        |
| 国債  | 599,910       | 587,341               | △12,568       |
| 地方債 | 204,587       | 206,407               | 1,819         |
| 社債  | 338,199       | 339,671               | 1,471         |
| その他 | 209,183       | 202,908               | △6,275        |
| 合計  | 1,425,925     | 1,442,743             | 16,818        |

(注)中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

|                              | 金額<br>(百万円) |
|------------------------------|-------------|
| 満期保有目的の債券<br>非上場社債           | 5,519       |
| その他有価証券                      |             |
| 非上場株式                        | 4,393       |
| 非上場社債                        | 38,120      |
| 投資事業有限責任組合及びそ<br>れに類する組合への出資 | 937         |
| その他                          | 3,419       |

(金銭の信託関係)  
該当ありません。

以 上